

大津市土地改良区運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第2条第2項第2号に規定する区画整理（国から交付金又は補助金の交付を受けて実施されるものに限る。以下「区画整理」という。）の施行を目的として設立された土地改良区（以下「特定土地改良区」という。）に対し、予算の範囲内においてその運営に要する経費の一部を補助し、もって農業の生産性の向上と農業構造の改善を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による大津市土地改良区運営補助金（以下「補助金」という。）を受けることができるものは、特定土地改良区とする。

(補助対象経費)

第2条の2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、区画整理の施行期間中において特定土地改良区の運営に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額が2,000,000円を超える場合にあつては、2,000,000円）を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

2 特定土地改良区であつて、国から担い手への農地集積促進を目的として交付される交付金又は補助金の交付の対象となる事業に取り組むものに対して補助金を交付する場合にあつては、前項中「2,000,000円」とあるのは、「2,800,000円」とする。

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市土地改良区運営補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 予算書
 - (2) 事業実施計画平面図
 - (3) 土地改良区職員氏名一覧表
- （決定通知書）

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市土地改良区運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市土地改良区運営補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市土地改良区運営補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市土地改良区運営補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市土地改良区運営補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市土地改良区運営補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

（承認通知書等）

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市土地改良区運営補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市土地改良区運営補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市土地改良区運営補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市土地改良区運営補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市土地改良区運営補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、収支決算書を添付しなければならない。

3 第1項の実績報告書は、補助事業を実施する年度の3月31日までに提出しなければならない。

（確定通知書）

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市土地改良区運営補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市土地改良区運営補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第11条の2 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市土地改良区運営補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第3項の規定による通知は、大津市土地改良区運営補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条の規定による返還の命令は、大津市土地改良区運営補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市土地改良区運営補助金交付要綱(平成8年10月1日制定)は廃止する。
- 3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月18日から施行し、改正後の大津市土地改良区運営補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕

って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。